

介護保険だより

【みんなで学び 育てよう 介護保険！】

◆平成16年度における65歳以上の方の介護保険料について

本年度の介護保険料は、第2期介護保険事業計画期間（平成15年度～平成17年度）に基づき、基準月額が3,600円となっています。

各被保険者の保険料額は、この基準月額をもとに負担が重くなりすぎないように所得や町県民税の課税状況によって次の表のとおり5段階で計算されます。本町の場合は、第2段階で計算される方の割合が多くなっています。

現在、平成17年1月の合併に向けて事務事業の調整がおこなわれていますが、新町になったときは平成17年4月から介護保険料を見直すことになっています。

区 分	対 象 者	計 算	保険料月額	割 合
第1段階	生活保護及び老齢福祉年金受給者 （住民税非課税世帯）	3,600円×0.5	1,800円	1.2%
第2段階	世帯全員が住民税非課税の方 （住民税非課税世帯）	3,600円×0.75	2,700円	62.2%
第3段階	本人が住民税非課税の方 （住民税課税世帯）	3,600円×1	3,600円 （基準額）	28.7%
第4段階	本人が住民税課税の方 （合計所得250万円未満）	3,600円×1.25	4,500円	5.7%
第5段階	本人が住民税課税の方 （合計所得250万円以上）	3,600円×1.5	5,400円	2.2%

◆介護保険料の納期・金額

普通徴収（納付書、口座振替）については1～2期分が仮算定、3～6期分が本算定で、特別徴収（年金からの天引き）については1～3期分が仮算定、4～6期分が本算定となります。介護保険料の納期及び各段階別の保険料額は下表のとおりですが、前年度と段階が変わった方、月割賦課された方、特別徴収から普通徴収へ変更になった方等については、納期ごとの額が変わる場合もあります。

区 分	4月 （第1期）	6月 （第2期）	8月 （第3期）	10月 （第4期）	12月 （第5期）	2月 （第6期）	年 額
第1段階	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	21,600円
第2段階	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	32,400円
第3段階	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	43,200円
第4段階	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	54,000円
第5段階	10,800円	10,800円	10,800円	10,800円	10,800円	10,800円	64,800円

◆介護保険料の月額賦課

転入された方や新規で65歳になられた方については、その月（誕生日が月の初日の場合はその前月）から月額で介護保険料が賦課徴収されます。年金を受給している場合でも、その年度については普通徴収になります。また、転出したり死亡された場合は、その月の前月分まで月割で賦課徴収されます。被保険者の異動があった場合は、必ず14日以内に保健衛生課窓口へ届けてください。